

## 「税務 Q&A」

問：取引先との飲食費は、すべて「交際費」になりますか？

答：会議費となる等、交際費から除外できるケースもあります。

本来、接待を目的とした飲食費は、交際費となり損金算入が認められていません。しかし中小企業（資本金1億円以下の法人等）の場合、特別措置として「年間の交際費のうち600万円までの90%」を損金算入することができます。また、飲食の内容や金額によっては、資本金の多寡に関わらず交際費から除外し、次のように損金算入できる場合もあります。

### ① 5千円以下飲食費…

1人あたり5千円以下の飲食費であれば、損金算入が認められています。

但し、法人の役員、従業員間での飲食費（社内飲食費）は対象外であり、取引先等との飲食に限ります。

### ② 会議費…

会議や打ち合わせに関連した飲食費は、会議費として交際費から除かれます。

社内飲食費も認められますが、

- ① 会議の実質を伴ったものであること
  - ② 通常会議を行なう場所であること
  - ③ 通常供与される飲食費として常識の範囲内であること
- が求められます。

どちらの場合も、要件を満たしていることを証明するための書類（下表参照）を領収書とあわせて保存しておくようにしてください。

### ■ 交際費から除外されるための書類（記載事項）

① 5千円以下飲食費の場合（必須）	② 会議費の場合（推奨）
<ul style="list-style-type: none"><li>・当該飲食等のあった日</li><li>・当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称及びその関係（別法人格であれば関連会社も可）</li><li>・当該飲食に参加した者の数</li><li>・当該費用の金額</li><li>・飲食店等の名称及びその所在地</li></ul> <p>※その他参考となるべき事項があれば記載</p>	<p>税務調査の際に、会議等であった実態を説明できれば良いため、文書化する義務はありません。しかし実際には、個々の内容を口述することは困難であると考えられるため、当該飲食等における会議または打ち合わせの内容を文書化して備えておくことをおすすめします。</p> <p>*会合の目的が、営業上の打ち合わせ、情報・意見交換または方針等の伝達を行なった旨を説明するもの</p>

※情報 は平成23年5月末現在のものです。詳細に関しては税理士等、専門家にご確認・ご相談ください。